

平成 2 7 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 3 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年3月19日(木)

開会 午後 3時01分

閉会 午後 5時37分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
本木益男 島田妙美
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第17号 平成26年度教育予算の補正（第7号）の申出について
- 5 議案第18号 平成27年度教育予算の補正（第1号）の申出について
- 6 議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について
- 8 議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 9 議案第22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について
- 10 議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについて
- 11 議案第24号 平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 12 議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 13 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について
- 14 協議事項 平成27年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 15 その他
- 16 議案第27号 指導主事の任命について
- 17 議案第28号 統括校長の任命について

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際し、13名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づきまして、会議の傍聴を許可いたしましたので、委員の皆様にご報告いたします。

5名の定足数で達しております。

これより平成27年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

○持田教育長 委員長。

○高橋委員長 教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成27年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、平成27年第1回市議会定例会一般質問対応状況につきまして御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

第1回市議会定例会は2月26日から3月25日までの間、開催されております。一般質問につきましては3月3日、4日、5日、6日の4日間にわたりました。教育委員会関係の質問につきましては、10人の議員の方々から、12項目の質問がございました。質問に対します答弁要旨等につきましては、資料1のとおりでございます。

2ページを御覧ください。5 木村議員、道徳の教科化についての一般質問では、去る2月4日、文部科学省が学校教育法の一部を改正する省令案等について意見公募を求め、その中で平成30年度から現行の道徳を「特別の教科である道徳」と規定することを明らかにした。本市においては既に平成26年度から第八小学校が文部科学省より全国で唯一、道徳教育に関する研究開発学校の指定を受け、礼儀作法や適切な評価のあり方等について研究を進めており、今後はその成果を広く発信していく、と答弁をいたしました。

その他の質問要旨につきましては、後ほど御覧いただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成26年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○松下教育総務課長 委員長。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

教育委員会におきまして、市立学校教職員が職務に精励し、その業績が顕著であるとともに、他の教職員の模範となる者に対して、その行為を讃え顕彰するため、武蔵村山市立学校教職員表彰基準内規を定め、平成27年1月1日から施行しているところでございます。このたび3名の教職員を表彰いたしましたので、御報告申し上げます。

それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと存じます。

まず、雷塚小学校、村下俊文校長が学校経営に対して、第一小学校、大谷文彦主幹教諭が特色ある学校づくりの推進に対して、及び第二小学校、在原晴一主幹教諭が生活指導の充実、OJTの推進に対しまして表彰いたしました。功労及び功績はお手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

総合教育会議の概要についてでございます。資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○松下教育総務課長 委員長。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、総合教育会議の概要について御報告をさせていただきます。

昨年9月の定例教育委員会におきまして、教育長報告として新教育委員会制度について、教育部長から説明させていただいておりますが、いよいよ4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正が施行され、総合教育会議の設置が義務付けられることから、改めまして総合教育会議の概要を御説明いたします。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

1 構成員でございますが、市長と教育委員会となっておりますことから、教育長と教育委員4名の御出席をお願いいたします。なお、必要に応じ、関係者及び学識経験者の意見聴取が可能となっております。

2 協議・調整事項でございますが、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずるべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずるべき措置となっておりますことから、協議題は会議の開催に合わせてあらかじめ決めて行うこととなります。

3 運営でございますけれども、会議は原則公開でございますので、傍聴を認めることになります。また、会議録についても原則公開であり、要約ではなく全文となりますので、御留意いただきたいと思います。なお、運営に関しまして必要な事項は、総合教育会議が定めることとされております。

4 その他でございますが、会議の構成員は、会議で調整した結果合意したものについては、市長及び教育委員会の双方で尊重しなければならないこととなっております。

ここで左側を御覧いただきたいと思います。総合教育会議における市長の役割でございますが、総合教育会議を設置し、招集すること、また大綱を策定し公表すること、議事録を作成し公表することとなっております。この大綱は教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものでございますが、総合教育会議におきまして、市長と教育委員会が協議、調整し、市長が策定されますが、市長及び教育委員会はそれぞれの所管する事務を執行する際には、この大綱のもとで行い、自治体としての教育政策に関する方向性の明確化が図られることとなります。

それでは、教育委員会の位置付けでございますけれども、右端の方を御覧いただきたいと思います。教育委員会に属する事項に関しまして協議する必要があると考える場合、市長に協議すべき具体的事項を示し、総合教育会議の招集を求めることができるとされております。また、政治的中立性が確保されておまして、総合教育会議で市長と協議、調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているところでございます。

以上によりまして、総合教育会議の開催により得られる効果といたしまして、1点目、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能となってまいります。また、2点目といたしまして、市長と教育委員会が協議、調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となってまいります。

以上が総合教育会議の概要でございます。また、総合教育会議の運営につきましては、第1回の総合教育会議において決定いただく必要がございますので、開催頻度や大綱の策定等につきましても、その会議でお決めいただくこととなりますので、招集されましたら出席方、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、この会議の運営に当たり、庶務を行う事務局は市長部局が原則となっておりますので、あわせて御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

第八小学校校舎増築工事の完了についてでございます。

資料4、別冊になっております資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育施設担当課長から報告いたします。

○比留間教育施設担当課長 委員長。

○高橋委員長 比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 それでは、第八小学校校舎増築工事の完了について御説明いたします。

今回の校舎増築工事につきましては、第八小学校のクラス増に伴い、既存の校舎に余裕がなくなったことから、軽量鉄骨造りの普通教室4室を増築したものでございます。

それでは別冊資料4を御覧ください。

今回の物件はリース契約で財産の取得には当たらないことから、議案ではなく教育長報告として報告させていただくものでございます。

契約内容でございますが、契約件名が第八小学校増築校舎借入。借入場所が三ツ藤二丁目50番地の1。契約金額が賃借料月額125万8,280円、税込となっております。賃貸借期間なんです、平成27年3月1日から、平成32年2月29日までの5年間となっております。なお、賃貸借契約満了後は、この物件は市の方に無償譲渡するというような契約になっております。工事の期間なんです、契約の翌日から平成27年2月28日まで、既に工事は完了しております。契約年月日が平成26年4月23日、賃貸人が立川ハウス工業株式会社多摩営業所となっております。

次に、増築校舎の概要でございますが、図面もあわせて御参照願います。

初めに図面の1ページを御覧ください。増築校舎の配置図となっております。建築位置は西棟の東側、残堀川沿いでございます。敷地面積が、これは学校全体になりますので、約1万3,400平米、建築面積が219.16平米、延床面積が426.8平米となっております。軽量鉄骨造りの2階建てとなっております。

図面2ページを御覧ください。1階の平面図で、普通教室2部屋、廊下、教材室としての倉庫、階段及びエレベーターを設置しており、中央出入口は既存校舎と渡り廊下で接続しております。なお、南側出入口は身障者用のスロープを設置してございます。また、階段室の下に芝生管理用機器等の収納のため、倉庫を設置しております。

図面3ページを御覧ください。2階の平面図で、各部屋のレイアウトは1階と全く同様と

なっております。

図面4ページから5ページを御覧ください。増築校舎の各立面図で、建物の高さは8.35メートルとなっております。なお、この校舎につきましては、3月に備品の搬入を行い、4月から使用する予定でございます。

説明は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

施設隣接型小中一貫校の学園名（愛称）の決定についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○榎並学校教育担当部長 委員長。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、施設隣接型小中一貫校の学園名（愛称）の決定について御報告いたします。

先行する小中一貫校、村山学園の学園名決定の経緯にならい、設置者である市長に新たな一貫校の学園名を決定いただくため、去る2月24日に市長、副市長、教育長ほか市長部局及び教育部のメンバーによる政策調整会議が行われました。そこで市長より、平成27年度にプレ開校いたします第七小学校、第四中学校による本市初の施設隣接型で、小中一貫校としては2校目となる学校の愛称を御決定いただきましたので、御報告をいたします。

なお、このプレ開校と本開校の違いでございますが、教育課程の届出を現在の第七小学校、第四中学校で今年度は来年度に向けてしておりますので、このことについてはプレ開校、28年度は新たな学園名での届出をさせることで本開校といったふうに定義をさせていただきます。

両校による小中一貫校は、小中一貫校村山学園同様、第七小学校、第四中学校の校名はそのまま残りますが、今後施設隣接型小中一貫校として、施設一体型の村山学園とはまた違った新たな取組と成果を、より効果的に示していくためにも、共通する愛称が必要との判断から検討を進めてまいりました。

まず、これまでの検討経過を御説明させていただきます。昨年2月になりますが、両校の学校運営協議会会長名で、「武蔵村山市立第七小学校と第四中学校の小中一貫校開設の御要望」という文書が教育委員会に提出されました。平成26年第2回教育委員会定例会で委員の皆様からも開校に向けた期待が述べられ、さらに3月4日の市議会定例会においても同

様の期待が議員から表明されました。平成26年9月に両校合同による学校運営協議会が開催され、このとき本日御検討いただく学園名の検討を進めるため、愛称検討委員会が設置されました。そこで同年12月2日から19日の間、愛称検討委員会を中心に児童、生徒、保護者に学園名の募集を行い、市教育委員会では同期間に市のホームページを通じて広く市民等への公募を行いました。この公募には、北は北海道、南は九州宮崎県と、全国から応募をいただきました。

アンケートの結果でございますが、応募総数は児童、生徒、保護者から35件、公募で25件、合わせて60件の中から愛称検討委員会で読みやすさ、親しみやすさ、地域性等を勘案し、検討委員会の中で次の3点を候補とし、政策調整会議において御検討をいただいたものでございます。1つは「大南学院」又は「大南学園」。2つ目B、「大南桜学院」又は「大南桜学園」。C、「大南富士学院」又は「大南富士学園」。こちらにつきましては、さくら、もしくは富士については平仮名表記も候補としてお示しをしております。会議の中では、今後の小中一貫教育を全市で進めていくことを勘案すると、基本的にはどの学校の愛称も現在の村山学園に倣って「学院」ではなく「学園」とすることが望ましい。さらに、地域を大切にしていこうとする意図で、候補名に「大南」という名称が使われていることは理解できるといった趣旨の御意見があり、これらの意見を勘案し、さらにアンケート、公募でも「大南学園」を支持する方が多いことから、市長より新たな施設隣接型小中一貫校の愛称を「大南学園」とすることで御決定をいただきました。

なお、正式な名称としましては、既に一貫校となっております村山学園にならい、武蔵村山市立小中一貫校大南学園となります。また、今後の本市における小中一貫教育の推進を踏まえ、村山学園が武蔵村山市立施設一体型小中一貫校村山学園。これに対しまして大南学園は武蔵村山市立施設隣接型小中一貫校大南学園ということになります。

御報告は以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

平成26年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○小嶺指導・教育センター担当課長 委員長。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度教員の研究・研修活動について御説明いたします。

本市においては、一校一研究の趣旨から各学校において国や都、市の研究指定を受け、児童生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて文部科学省や東京都教育委員会の研修制度等を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。本資料にございます中央研修は、独立行政法人教員研修センターが主催し、文部科学省が共催をしている事業でございます。また、英語科教員海外派遣研修、研究開発委員、東京都教育研究員及び東京教師道場は、東京都教育委員会の事業でございます。

1 段目、2 段目の中央研修には、第三小学校の芳井伸彦主任教諭と第九小学校の田村悦子主任教諭が参加をいたしました。この中央研修は全国の都道府県から推薦をされた教員が、設定をされたテーマの指導者となるための研修であり、研修受講後は各地域や学校等の講師として指導、助言を行うものでございます。

3 段目、4 段目の英語科教員海外派遣研修につきましては、都内公立学校の若手英語科教員を、英語を公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講し、最新の教授法を習得するとともに、その指導法を生かし、生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的としております。本市から第一中学校、阿部理亜教諭と第三中学校、松橋翔教諭の2名が9月から11月までの3か月間オーストラリアで研修を行いました。

5 段目、第五中学校、市川敦子指導教諭は中学校社会科にかかわる教育内容、方法等についての研究開発を行う、研究開発委員に選ばれ、研究を進めてまいりました。その研究成果につきましては平成27年2月10日、足立区立竹の塚中学校で開催をされました、指導資料説明会、報告会において、全都の教員に対して広く発表をしたところでございます。

6 段目、7 段目は東京都教育研究員でございます。第九小学校、岩本亮介教諭及び第五中学校、近江大輔教諭が、それぞれの教科等について研究を進めました。その成果を教科等の研究委員を代表し、東京都教育研究員発表会としてそれぞれの学校で成果発表を行い、全都の教員へ広く発信をいたしました。

8 段目以降は東京教師道場でございます。第九小学校、菊池佑介教諭は東京教師道場部員に対して模範授業をしたり、部員の授業の指導、助言を行ったりしてまいりました。東京教師道場2年次の8名の教員は12月から2月にかけて授業公開及び研究協議会を開き、その成

果を市内に広く発信したところでございます。また、東京教師道場1年次の教員5名につきましては、全員来年度に2年目の研究を行うこととなっております。ここにお示しをいたしました21名の教員は、それぞれの研究活動を通して各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。教育委員会といたしましても引き続き指導、助言をしまいたいと考えております。教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いをいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成26年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講内容等一覧についてでございます。

資料7の1及び資料7の2、資料7の2は別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○小嶺指導・教育センター担当課長 委員長。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 平成26年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講内容等一覧について御説明をいたします。資料には、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、平成26年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。他県で行われた算数・数学教育研究全国大会を初め、つくば言語技術教育研究所教員研修や、修学旅行モニターツアー、小中一貫教育全国サミットやLD協会のセミナー、自然や歴史・風土の視察、さらにハワイで行われました教師語学文化海外研修や海外視察など、様々な教育課題に対応した幅広い研修となっております。また、11月7日には校長、副校長を初め23名の教員が日本語検定を受検をいたしました。

これらの研修を、参加教員の所属校のみならず、市内全体に還元する目的で、去る2月19日には武蔵村山市立学校教員研修、輝きアップ研修報告会を開催いたしました。資料7の2、

別冊には当日成果報告を行いました8名の受講者の報告書を添付いたしました。この報告書とともにプレゼンテーション資料を使ってそれぞれが報告を行いました。各教科等への活用や、行事、校内研究等の参考となる成果報告会となりました。教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

平成27年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてでございます。

資料8、別冊になっております水色のファイルでございます、こちらを御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○小嶺指導・教育センター担当課長 委員長。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 平成27年度武蔵村山市立学校教育課程について御説明をいたします。

武蔵村山市立学校の管理・運営に関する規則第15条の規定に基づき、各学校の校長は毎年3月末日までに次年度の教育課程を教育委員会に届け出ることが定められております。つきましては、各学校の教育過程の受理についてお願いいたしたく、御報告をいたします。お手元の資料、各小・中学校から届出のあった平成27年度教育課程の第1表から第4表及び第5表までの写しを御覧ください。届出に先立ち、教育委員会といたしまして、平成27年度本市教育委員会教育目標や、学習指導要領を踏まえた教育課程編成の基本方針を示し、平成26年12月24日に説明会を実施したところでございます。

教育課程の編成に際しては、武蔵村山市教育振興基本計画の項目に沿って示された4つの基本方針、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備、自己実現を目指す生涯学習の推進を踏まえ、特色ある学校づくりを各学校の教育課程に反映していただいております。また、3学期制への移行に当たり、その利点を生かしながら効果的な教育活動を実現できるように、指導主事が内容を確認し、事前相談を複数回実施いたしました。教育課程の届出に際しては、その内容が適正であることを確認し、受け付けをしたところでございます。

平成27年度施設隣接型の小中一貫校としてプレ開校を迎える第七小学校と第四中学校につ

きましては、教育課程届においてもそのことが反映をされております。第七小学校の1ページを御覧いただけますでしょうか。1の(1)学校の教育目標として、自主創造の校訓のもと、ア. 進んで、イ. みんなのために、ウ. たくましく、の3項目が設定をされております。第四中学校の1ページを御覧ください。こちら、校訓として第七小学校と共通の自主創造を掲げるとともに、第七小学校における3つの学校教育目標をさらに深める形で、第四中学校の教育目標が設定をされております。このように平成28年度の小中一貫本開校に向け、両校の連携がますます強化された内容となっております。

平成27年度各小中学校の授業日数は、最小で200日、最大で208日、各学校において確かな学力を児童生徒に身につけさせるために必要な余剰時数についても、適切に確保されております。

各学校の教育課程の受理について、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

第17回生涯学習フェスティバルの開催結果についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○山田文化振興課長 委員長。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第17回生涯学習フェスティバルの開催結果について御報告いたします。

主催は生涯学習フェスティバル実行委員会、共催が武蔵村山市教育委員会で開催されました。開催期日は3月8日日曜日、午前10時から午後3時まで。会場につきましては、さくらホールと市役所市民駐車場を使用いたしました。17の団体が参加して、ミニアレンジメントの作成、似顔絵の技術指導等を行い、来場した市民にさまざまな体験を楽しんでいただきました。また、イベントにつきましては5団体が、フォークダンス、合唱等を披露いたしました。そのほか、焼きそば等の販売も行われました。一般来場者は約900人で、雨天での開催となりましたが、市民会館での体験学習は部屋に入り切れないほど多くの子供たちでにぎわってございました。教育委員会委員の皆様には開会式に御出席いただき、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念ハンドボール大会の開催結果についてでございます。
資料10を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○指田スポーツ振興課長 委員長。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念ハンドボール大会の開催結果について御報告いたします。

平成27年2月22日日曜日に、市総合体育館で開催をいたしました本大会につきましては、午前9時から第2回武蔵村山市ゆりーと杯争奪戦高校生大会の男女決勝戦を行い、女子の部は東大和高校が、また男子の部では昭和第一学園高校が優勝となりました。午後からは第39回日本ハンドボールリーグレギュラーシーズンリーグ戦が2試合行われ、市民の皆様を初め、市外からも多くの方が観戦に来られ、日本リーグの熱い戦いを御覧になったところでございます。また、小学生、中学生、高校生を対象としたハンドボール教室につきましては、トヨタ車体の選手を指導者として実施をしたところ、112人の参加がございました。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本大会に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

それぞれの試合結果及び観客数等は資料にお示しをしたとおりとなっておりますが、選手、スタッフ等を含む当日の来場者数の合計は906人ございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、11点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念武蔵村山市スポーツ少年団（仮称）設立準備講演会の開催結果についてでございます。

資料11を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○指田スポーツ振興課長 委員長。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念武蔵村山市スポーツ少年団（仮称）設立準備講演会の開催結果について御報告いたします。

平成27年3月1日日曜日、午後1時30分から中部地区会館401大集会室を会場として開催

をいたしました本講演会につきましては、体育協会加盟団体等の市内スポーツ団体少年指導者など88人の参加をいただき、盛大に開催をしたところでございます。内容といたしましては、第1部としてスポーツ少年団創設の意義、目的等について、公益財団法人東京都体育協会の百丈朗主査にお話しをいただき、第2部ではF C東京元代表取締役社長の阿久根謙司氏に、青少年の健全育成のためのスポーツ指導の在り方、スポーツによる地域振興等についての講演をいただいたところでございます。教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本講演会に御出席をいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

講演会参加者にアンケート調査を行ったところ、スポーツ少年団創設の趣旨は多くの方に御理解をいただけたものと考えております。阿久根氏の講演は参考になったという御意見や、指導者としての資格取得についても取り組んでみたいという御意見もございました。スポーツ少年団につきましては、体育協会等とも協議を進め、平成27年6月頃の創設に向けて引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、12点目でございます。

いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク、第38回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料12を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○指田スポーツ振興課長 委員長。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク、第38回武蔵村山市歩け歩け大会の開催について御報告いたします。

平成27年度の市民歩け歩け大会につきましては、4月19日日曜日に第一小学校校庭をスタート、ゴール地点とする約9.5キロメートルのコースで実施をしたいと考えております。武蔵村山市の貴重な財産である狭山丘陵を歩く大会であることを、市民の皆様により理解をいただくため、今回の大会から大会名の前段に「いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク」とサブタイトルを付けさせていただいたところでございます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管は武蔵村山市スポーツ推進委員協議会でございます。協力につきましては、武蔵村山市スポーツ協力員連絡会のほか、今回の大会から武蔵村山市体育協会も協力をいただくことになっております。

申込は大会当日に、第一小学校校庭で午前8時30分から受付を行い、開会式は午前9時から、スタートは午前9時30分となっております。なお、雨天等の場合の中止決定は午前7時30分の段階で行います。コースにつきましては、資料の22ページにコース図をお示ししておりますが、今回の大会から横田トンネル群の一部を帰りに通るルートに若干変更しております。参加資格につきましては、市内在住、在勤、在学者で、完歩する体力のある方で、小学校3年生以下の参加の場合は保護者同伴といたします。なお、参加費は無料でございます。

資料23ページには大会参加上の注意事項をお示しさせていただいておりますので、参考としていただければと思います。教育委員の皆様におかれましては、開会式への御出席をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、13点目でございます。

平成27年度少年少女スポーツ大会第7回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催についてでございます。

資料13を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○指田スポーツ振興課長 委員長。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度少年少女スポーツ大会第7回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催について御報告いたします。

平成27年度の村山っ子相撲大会につきましては、5月9日土曜日に第十小学校校庭での実施を考えております。主催は武蔵村山市教育委員会、公益社団法人立川青年会議所が共催、主管につきましては第五中学校区学校運営協議会、協力は立川練成館でございます。

開会式は午前9時から、また閉会式は競技終了後、午後0時30分頃からを予定をしております。教育委員の皆様におかれましては、開会式、閉会式へ出席をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

相撲競技につきましては、校庭に4面の土俵を用意し、実施をいたしますが、雨天の場合は体育館での実施を予定をしております。参加資格は市内の小学生と未就学児で、保護者が出場を認めた者としておりますが、横田基地の横田友好クラブにもお声かけをさせていただいているところでございます。なお、小学4、5、6年生の優勝者につきましては、武蔵村山チームとして、6月28日日曜日に日野市で開催されます第27回わんぱく相撲東京都大会に

出場できることとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして14点目でございます。武蔵村山市立学校の小中一貫教育についてでございます。資料14は別冊になっております。そちらを御覧ください。内容については学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立学校の小中一貫教育について、御説明いたします。

本市では、平成13年度に、幼・保・小・中学校の連携のあり方検討委員会が設置をされ、それ以来、今日のような先進的な取組を推進してまいりました。特に、小中一貫教育の在り方については、平成14年度2月に出されました、学校特色化プラン検討委員会報告書の中で、小中一貫校の意義が語られ、次いで平成15年度2月に出されました、「21世紀における学校のあり方に関する懇談会報告書」には、具体的に現在一貫校になっている第四小学校と第二中学校をそのターゲットとして提言をされております。

これらの経緯を踏まえ、具体的に、小中一貫校村山学園の開校に向けた動きが進められるとともに、中学校区を基盤とした小中連携による研究活動の充実や、市内の大多数の教員がかかわり、武蔵村山市立小中一貫校カリキュラムの作成が進められてきました。

そして、本市では、平成22年度に村山学園が本開校し、平成27年度には、学校運営協議会の要望を受けて検討が始まった、第七小学校と第四中学校による施設隣接型小中一貫校がプレ開校を迎えようとしています。

時同じくして、昨年12月に、中央教育審議会は、小中一貫校を制度化することを答申しました。また、昨日の報道と存じますが、各自治体の教育委員会の判断で、小中一貫校を置くことができるといった学校教育法改正について、閣議決定がされたとの報道がありました。

そこで、本市といたしましても、これまでの小中連携を一歩進めて、小中一貫教育の充実に取り組むべく、今後、検討を進めていきたいと考えております。

資料をお開きいただきたいと思います。いわゆる小中一貫校には、施設一体型と施設隣接型、施設分離型の3つが提言をされております。この中に示しましたように、本市におきましては、既に村山学園が施設一体型として、一貫校ならではの様々な成果を上げてきております。そして、この4月にプレ開校を予定しております、第七小学校、第四中学校による一貫校は、施設隣接型であります。そして、既にこれまで五中校区として連携しながら、教育

活動の充実を図っている、第二小学校、第八小学校、第十小学校、第五中学校は、まさに施設分離型一貫校と言っても過言ではない実践を積み重ねております。

そこで、このほど、武蔵村山小中一貫校検討委員会を設置し、学識経験者、学校運営協議会代表、保護者代表に、市内全校長を加え、今後の本市の小中一貫教育について検討をいただくこととしております。本委員会は全3回の会議を開催し、様々な角度からこれからの武蔵村山市の教育について御意見をいただき、その内容を教育委員会に報告をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

15点目のその他でございますが、2点御報告させていただきます。

1点目は、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会からの文書について、2点目は、K O D O M O新聞及び中高生新聞見本誌の配布についてでございます。内容につきましては、1点目は、学校教育担当部長から、2点目は教育総務課長からそれぞれ報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、3月9日付で届けられました、書面に関する対応につきまして、御説明させていただきます。

この書面につきましては、教育委員長及び教育長の職にあられる方に対して届けられたものでございますので、組織である私ども教育委員会事務局で収受をさせていただきました。委員長及び教育長以外の委員におかれましては、内容を御確認いただいておりますので、まずは、私の方でお読みをいたします。

表題からお読みさせていただきます。

平成28年度使用教科書採択についての要請。

私たちは昨年の小学校教科書採択に当たって、よりよい教科書を子供たちに手渡す立場から、採択要領の改善や採択時の委員会運営の在り方について、貴委員会に幾つかの点で申し入れを行いました。

貴委員会の御努力によって、採択要領や委員会運営の改善がなされたことに私たちは改めて敬意を表明いたします。

今回、私たちはこの8月に行われる中学校の教科書採択について、質問と意見を述べさせていただきます。

1 今年の中学校教科書の採択は、昨年の採択要領に基づいて行われると考えてよろしいでしょうか。そうでないならば、どのような点を変えるのでしょうか。その理由とともにお示しください。また、新たな要領（案）が示されるのはいつでしょうか。

2 採択時の委員会運営についても同様にお聞きいたします。

3 子供たちと教科書を使いながら授業を進めている先生たちの意見が、採択に当たって尊重されるべきであると私たちは考えています。また、教科書採択は先生方が教科書を比較・検討できる貴重な機会でもあり、それは後の授業でも必ず生きてくるのではないのでしょうか。これらの点から、1) 先生方が落ち着いて調査に取り組めるような時間的保障が取れるようにしてください。2) 学校調査会の観点が「特長」だけになっています。調査研究委員会などの調査の観点にある「興味・関心を引き出し、探究心を育てる教材が選択されているか」「発達段階に適した教材であるか」などは、先生方が日々腐心し、考えている職務の基本ではないかと思えます。これらの観点こそ、先生方の調査が尊重されるべき内容ではないのでしょうか。改善できないのでしょうか。3) 採択の会議では「学校調査資料」の内容が反映されるように、会議の運営を改善できないのでしょうか。

4 昨年の小学校の採択では、「わが国の伝統と文化を重んじる」という観点を強調する発言が再三ありました。教育基本法第2条の「教育の目標」には、「伝統と文化」だけでなく、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命を尊ぶ、他国を尊重、国際社会の平和と発展なども挙げられています。その中で、「伝統と文化」がなぜ重視されているのでしょうか。このように特定の観点を重視するのは、採択要領で「各教科書を客観的に分析・検討し」と定めている調査研究の内容・方法とも矛盾するのではないのでしょうか。

今日の国際社会や我が国を取り巻く複雑な状況や、子供たちの関係する深刻な事件などを考えるならば、いま「命と平和の大切さ」が学べる教育が求められているのではないのでしょうか。その点から「教育の目標」は、どれをとっても教科書の調査・研究の際に重視されるべき観点であると私たちは考えています。

5 来年度より総合教育会議が新たに設けられて、教育施策についての「総合的な施策の大綱」（以下、大綱）が定められることとなりました。このことについて、文部科学省初等中等教育局長名の通知で、前川初等中等教育局長の国会答弁では、「総合教育会議においては、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではない」、「教科書採択や教職員人事など、教育委員会の専権事項については、教育委員会に決定権限がある。大綱に記載するような事項としてはなじまない」、

「教科書採択や個別の教職員人事の他、首長が自ら属する党派の主義主張に偏した教材の使用や、教育の実施を求めることについては、総合教育会議で協議するべき事項ではない」とされています。また、先日の市議会においても「教科書の内容まで範囲を広げることまで考慮していないのかな」という認識である」と答弁がされています。

このように、新しい教育委員会制度のもとで、教科書採択は教育委員会の専権事項とされていることを踏み外すことなく、採択作業を進めてください。

6 都教委は「平成27年度使用教科書採択の手引き」で、教育委員会に対して「採択権者は、教科書発行者の過大な宣伝行為に左右されないよう、公正確保の徹底を図る措置を講ずること」を求めています。さらに、当市の採択要領は、「発行者の役員及び従事者」「いかなる名称を問わず、事実上、発行者の事業に重要な影響を及ぼしているもの」「教科書の著作に参加し、または協力したもの」などは、採択作業にかかわれないことを規定しています。

しかし、武蔵村山市では、昨年6月に開かれた「教育再生首長会議」の設立総会に、市長と教育長が参加し、総会後の懇談会では育鵬社教科書の執筆者たちとも酒を酌み交わしています。市長は、首長会議の会員にも登録しました。首長会議の事務局は、育鵬社教科書の編集者である日本教育再生機構に置かれ、首長会議準備のための会議には、日本教育再生機構理事長の八木秀次氏が参加して講話もしています。教科書採択の「公正確保の徹底を図る」ための責任者である教育長が、市長とともに採択要領の規定に該当する人たちがいる会議に参加し、彼らと酒も酌み交わしたのです。

これでは、教育長自らが、公正で中立であるべき採択の土台と市民の信頼を掘り崩していることになり、その責任が問われなければなりません。4月から総合教育会議を主宰する市長の責任も同様に問われます。にもかかわらず、3月議会では事実と経過を示しての質問に対して「再生機構と育鵬社教科書の関係は存じ上げていない」（市長）、「再生機構が首長会議に関係しているとは理解していない」（市長）、「特定の教科書に限った懇談ではないと考えている」（教育長）などと、不誠実な責任逃れの答弁に終始し、酒は出たのかという質問に至っては「そのような物が出たと思う」（教育長）などと答える始末。しかも、教育委員会の会議には酒を酌み交わしたことは報告もしていないのです。

本人たちが知っていたかどうか、どう理解しているかが問題なのではなく、このような会に参加したことがそもそも問題であり、とりわけ「公正確保の徹底を図る」責任を負う教育長の責任は重大であることが問われているのです。そのような性格の会だったからこそ、当日の参加者の中で教育長はただ一人なのです。

しかし、残念ながら、議会答弁からはその自覚は全く感じられず、教科書採択に関わることのみならず、その最高責任者の立場にあることはふさわしくないと私たちは思わざるを得ません。さらに、このような不誠実な責任逃れで、ことを済まそうとする姿勢は社会道徳的にも許されるものではないことも申し添えなければなりません。

以上の諸点について御検討・配慮していただくようお願いいたします。

お聞きいただきましたように、平成27年度に行われる、平成28年度使用教科用図書採択に関わって、大きく4点の質問と、2つの意見、それから根拠が不明確な10点の見解で構成されています。そこで、根拠が不明確な点につきましては、教育委員会としての見解を正確にお示しするために、「平成28年度使用教科書採択についての要請」に対する質問と題して、平成27年3月10日に、団体の代表宛に文書を送らせていただきました。冒頭だけ読まさせていただきます。

「平成28年度使用教科書採択についての要請」に対する質問。平成27年3月9日付で、貴職からの御依頼のあった標記の要請書に対して、回答するに当たり、同要請書に示されているお問い合わせの趣旨等について、下記の各項目について、質問させていただきますので、文書にて御返答を賜りたくお願いいたします。要請書に対して、できる限り正確に回答するために、貴職からの御返答をいただき、その上で3月19日に開催されます教育委員会定例会において、本市教育委員会としての見解を明らかにいたします。

したがいまして、本質問書への御回答につきましては、平成27年3月17日までにはいただきますようお願いいたします。

記、要請書には、大きく4つの質問と2つの意見、さらに根拠が不明瞭な見解が10点示されていると認識しております。そこで、以下の質問・意見につきましては、3月の教育委員会定例会において、教育委員会の見解を明らかにいたしますが、根拠が不明瞭な10点について御回答を願います。

質問①平成28年度の採択要領の内容及び策定時期。②採択期間における各委員会の運営。③学校調査会の観点。④学校調査会の扱い。

意見①採択資料に教員の意見を反映させる。②教科書採択における観点について。

この後は質問になっておりますので、後ほど、これも読まさせていただきます。

この質問書をお出ししましたところ、去る3月13日の予算特別委員会におきまして、共産党の内野直樹議員、及び竹原キヨミ議員より、質問書の送付は、教育委員会による団体への圧力であるといった趣旨の御発言がありました。私どもは事務局といたしまして、書面でい

ただいたものに対して、できる限り正確かつ真摯にお答えするには、要請の内容のうち、不明な点について確認することは、むしろ礼を尽くすための対応であると考え、行ったものであり、さらに書面に対して書面でお返することは、社会通念上、それが常識であろうと考えたものでありましたが、御理解いただけなかったようでございます。そして、議員からは、団体からの書面による質問書への返答を求めるのではなく、直接団体の方と面談をするようにとの、私ども教育委員会事務局への、むしろこれが圧力ではないかと思える御発言がございましたので、3月16日に団体の代表3名と面談の場を持ちました。結果的に、書面による御回答はいただけませんでしたので、この日の面談の内容を踏まえて、要請書に関する御報告をさせていただきます。

まず、質問の1点目は、採択に係る要領の内容及び策定期間についてです。本市の採択要領につきましては、文部科学省から出されます、使用教科用図書採択に関する通知を受けて策定をされますことから、現時点でその内容についてお示しすることはできません。また、策定期間につきましても、あくまで文部科学省の通知を待って、作業が進められますことから、現時点で確定している内容はございません。

質問の2点目の、採択に係る教科書採択資料作成委員会等の運営についても、文部科学省から示されます通知の内容をもとに運営していくこととなりますので、質問の1点目と同様の回答となります。

質問の3点目は、今年度の学校調査会の観点が、特長のみであったことについて、興味・関心や、発達段階等の観点を加えられないかとの内容ですが、学校調査会には、全ての教科書に対して、公平・公正な立場から、いわゆる教科書の違いが分かるような特徴をそれぞれ同じ立場から記載するとともに、単に教科書の順位や優劣をつけてはならないことが求められております。学校調査会の内容には、当然、子供たちの興味・関心や思考判断を高めるための視点も示されているものもございますので、その意味で特段変更する必要はないと考えております。

質問の4点目は、学校調査会の資料が、採択に反映されないかといったものですが、採択作業の過程において、学校調査会の資料は、教科ごとの調査研究会に提供され、それらを踏まえた資料が、教科書調査研究委員会で作成されますので、これまでも十分反映をされてきておりますので、特に問題はないと考えております。

次に、意見としていただいている内容の1点目ですが、教科書採択に当たっては、教員の意見が尊重されるべきであり、教員が落ち着いて調査に取り組める時間的保障をとるように

とのこと。これにつきましては、平成2年に、文部科学省が教科書採択の在り方の改善について、という通知を發出しており、その中で、教科書採択に当たっては、専門的な教科書研究の充実が必要であるとしており、その意味で、教員の教科の専門性を活用することは当然です。したがって、その知見は各調査段階で反映をされております。一方で、同通知では、学校で使用する教科書を決定すること、あるいは採択は、教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切な事の1つと述べており、さらに、教職員の投票によって採択教科書が決定される等、採択権者の責任が不明確になることのないよう、採択手続の適正化を図ることも重要である、としております。これはあくまで、教科書の採択は、採択権者である教育委員会が行うものであることを、改めて明確にしたものでございます。また、調査のための時間確保ですが、各学校では、この時期の会議を精選するなどして対応していただいております。今年度もこの件に関して、学校から改善等の提案はいただいておりますので、同様の扱いで行えるものと考えております。

意見の2点目ですが、昨年8月に行われました臨時教育委員会において、我が国の伝統と文化を重んじるという観点を強調した意見が多く、武蔵村山市立学校平成27年度使用教科用図書採択要領の第4、調査研究の内容・方法に明記されている、教科書採択資料作成委員会報告書、調査研究資料及び学校調査会資料を作成するに当たっては、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔、明瞭にわかるように記述するといった内容と矛盾するのではないかとこのものですが、まず、この文言は、教科書採択資料作成委員会報告書、調査研究資料、学校調査会資料作成に当たっての留意事項であり、委員の皆様にご協議いただく際の発言内容を縛るものではございません。また、文部科学省が示す通知に従い、都道府県、及び区市町村教育委員会が、教育基本法の趣旨を踏まえ、各自治体の特色ある教育活動を推進することは、むしろ推奨されることであり、その内容として、我が国の伝統文化を重んじる姿勢に何ら問題はございません。教育基本法には、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと示されており、日本の伝統・文化を重んじることは、まさにこれからのグローバル化社会で生きる児童・生徒が、平和に寄与していく上で欠かせない重要な視点であります。また、実際には、臨時会でいただいた御意見は、例えば国語では、言語活動の充実が視点として上げられておりました。社会は、伝統文化も話題になりましたが、震災復興や持続可能な社会といったキーワードも出ておりました。理科では実際の生活との関連、体育では薬物乱用などが話題となっております。

続きまして、根拠が不明確な10点について説明いたします。

3月16日の午後およそ1時間半、団体の代表と面談をいたしました。冒頭、代表者からは、今回の要請に対し、このような形で質問書が来るとは思わず、とまどいを感じているといった御発言がありましたが、これについては、正確かつ真摯に対応するために必要だと考えて行ったことであることを説明し、一定の御理解はいただいたところでございます。

それでは、まず、私どもの質問1です。1 要請書には「教科書採択は教育委員会の専権事項」とありますが、改正されます「地方教育行政の管理及び運営に関する法律」の第25条で、教育委員会の権限について定められておりますが、ここでいう「専権事項」とは、いかなる法に基づくものでしょうか。お示してください。

これにつきましては、教育委員会の職務権限は、地方教育行政の管理及び運営に関する法律に明記されておりますことから、この「専権事項」という用語の出どころをお尋ねしたのですが、これは要請書の2枚目の5に記されました、文部科学省の局長が国会答弁で用いている言葉を使ったとのことでございます。

質問2、要請には「教育再生首長会議の設立総会に市長と教育長が参加し、総会後の懇談会では育鵬社教科書の執筆者たちと酒を酌み交わした」とありますが、「酒を酌み交わす」という表現は、一般的にどのような状況に対して使われる表現なのでしょう。当日、市長及び教育長が執筆者とどのように関わりを持ったことを指して、「酒を酌み交わす」と表現されているのか、具体的にお示してください。

この「酒を酌み交わす」という表現は、単に懇談会に同席しただけでは一般的には用いない表現ではないかと考えてお尋ねをしましたが、これは先般の市議会一般質問において、共産党の勅山議員が質問した際に使われた言葉で、私どもがこの表現を否定しなかったから認めたと認識をしていたとのこと。これにつきましては、議会の一般質問において、私どもは聞かれたことしか答えることができないため、否定する機会をいただいていたことを説明いたしました。

質問3です。要請書には「教育長が市長と共に、採択要領の規定に該当する人達がいる会議に参加し」とありますが、使用教科用図書採択要領は、採択作業を行う年度の採択期間において有効であり、教育再生首長会議が行われた平成26年6月は、平成28年度使用教科用図書の採択期間に当たらないことから、御指摘の状況に特に問題はないと認識しておりますが、仮に問題があるとすれば、何を根拠とされているのかお示してください。

そもそも、採択期間に当たらないときに、教科書の執筆者と会ってはいけないという根拠

がないことを確認するものですが、代表の方からは、根拠があるとかないとかではなく、首長会議に育鵬社が関わっていると団体の方々は認識をしており、相手が育鵬社であることを問題にしているとのことでございます。

質問4です。要請書には、教育再生首長会議に教育長が随行したことをもって「市民の信頼を掘り崩していることになり、その責任が問われなければなりません」とありますが、教育長としての職の責任を問われる場合は、地方公務員法第29条に基づく懲戒がありますが、教育再生首長会議への随行が、その懲戒処分の対象となる法的根拠をお示しください。

この責任を問われなければなりませんと言い切るには、法的根拠を示すべきであると指摘したものでございますが、この表現は法律に触れていることを言うつもりではなく、団体の方々が主張する意図を酌まず、首長会議に出たことが信頼を裏切っているとの思いで表現されたものだということでした。

次に、質問5です。要請書に平成27年度第1回市議会定例会の一般質問における市長答弁を取り上げておりますが、市長が教育再生機構と育鵬社教科書の関係を存じ上げていないと答弁したことは、そもそも教育再生首長会議の参加を決めた意図が開催趣旨に明記された「教育こそ地域と日本の再生の根本」とすることに賛同したものであり、教育再生機構や教科書会社との関係を考慮したものではないことを明らかにしたものです。この答弁を「不誠実な責任逃れ」とする根拠をお示しください。

この表現は、市長が教育再生機構と育鵬社の関係を知っているはずだということを前提にされたものだということでした。市長が、存じ上げていないと答弁しておりますので、それ以上は何もございません。

質問6です。同様に、同定例会において市長が「再生機構が首長会議に参加しているとは理解していない」と答弁したのは、教育再生首長会議が規約の中で、その事務局を「教育再生をすすめる全国連絡協議会」に置くことを明記しており、再生機構との関係を示す文言がないことからです。この答弁を「不誠実な責任逃れ」とする根拠をお示しください。

これは、今回の首長会議の案内文の下段に、事務局（一般財団法人日本教育再生機構内）と書かれていることから、教育再生機構が関係していることが明らかだということでした。私どもの質問に書きましたように、事務局は教育再生をすすめる全国連絡協議会で、その場所が機構内と記載されているのが、この案内文となっております。これをもって、関係が明らかとするのは難しいと考えます。

質問7。同様に、同定例会において、教育長が「特定の教科書に限った懇談ではないと考

えている」と答弁したのは、当日行われた懇談会が、特定の教科書会社の関係者と懇談することを目的に参加したものではないことを示したものです。この答弁を「不誠実な責任逃れ」とする根拠をお示してください。

この根拠も、質問6と同様の説明でしたが、教育長は特定の教科書に限った懇談ではないとしておりますが、教育再生機構が関係している以上、教科書採択が関係していると推測したとのことでございます。あくまで推測に基づく見解であると説明がございました。

次に、質問の8です。要請書には、「教育委員会の会議には酒を酌み交わしたことは報告していない」とありますが、私費で参加した懇談会の報告義務は、こういった法律によって発生する義務であるかお示してください。

そもそも、報告義務はないと思っていたということです。あくまで、懇親会に参加した事実の確認をしたかったと説明をされておりました。

9 要請書には、教育再生首長会議に参加した自治体の教育長が随行していない理由を「公正確保の徹底を図る重責を負う教育長の責任が重大であることが問われている」からだとありますが、これは当日参加した自治体に教育長が随行していない理由を全て確認されて明らかになったことでしょうか。

これにつきましても、当然確認などはしておらず、推測だということでもございました。

最後、質問10です。要請書には、教育長が「最高責任者の立場にある」とありますが、この法的根拠をお示してください。

これも表現として適正がなく、教科書採択業務に関わる教育委員会事務局の長という意味だということでもございました。

事務局として質問した内容を含め、今回いただいた平成28年度使用教科書採択についての要請の説明は以上でございます。

委員の皆様の御意見をお願いいたします。

○高橋委員長 今、長いというか、お話を聞いておまして、団体の皆さんとの大変な対応、榎並学校教育担当部長を初めとする事務局の皆さんに、改めて感謝を申し上げたいなというふうに思います。

○持田教育長 質疑は報告の後にお受けしますので、こちらを先にお願いたします。

○高橋委員長 今、教育長の方からも意見がありましたので、報告2の松下教育総務課長の報告をまず先にお願いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、KODOMO新聞及び中高生新聞見本誌の配布について御報告申し上げます。

本市では全ての小中学校におきまして、NIE推進校として、新聞を教材として活用した教育活動を行っております。このたび、読売新聞社が、小学新5年生及び6年生にKODOMO新聞の、中学新1年生に中高生新聞の見本誌を配布したい旨の申出がございました。学習指導要領にも、新聞等を教材として活用することが位置付けられていることから、児童・生徒一人一人が新聞を手にとって読む機会を与えることは好ましいと判断し、配布することといたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長報告全体についての、まず質疑があれば、ここでお受けしたいと思えます。

○土田職務代理者 第八小学校の増築工事について、ちょっと図面上からお伺いいたしますが、2階建ての建物。普通教室が上下2つずつの4個。この中で、空調設備、それらの状況と、普通教室に生徒用ロッカー15人分という表示がしてあるんですけども、この辺の積算というのはどのような考えをもとにされているのか、お伺いいたします。

○高橋委員長 よろしいですか。比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 空調については、全て個別空調が設置してございます。

それから、ロッカーについての15人、これは学校のほうと協議してつけたものと思われまます。正確でなくて申し訳ないんですが。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 ほかにございますか。

島田委員。

○島田委員 いきいきわくわく狭山丘陵ウォーキングなんですけれども、スタート時間が9時半になっておりますけれども、ゴール時間というのは決められていないのでしょうか。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 では、お答えいたします。

ゴールにつきましては、時間というのは特に設定をしておりますが、基本的には3時間でゴールは皆さんできるものというふうに判断をしております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。それでは、先ほどの件、榎並学校教育担当部長の報告でございますけれども、私としては、何度も申し上げておりますけれども、これまでの教科書採択については、公正・公平に採択をしてきたというふうに私自身は考えております。これは、あくまでも法に基づいて採択要領に沿って、公正・公平に進めてきたのではないかなと。

したがって、このような果たして要請を受ける覚えというものはないのではないかな。私自身はそのように実は考えております。

しかしながら、先ほど大変ないろんな経過を聞いておりまして、榎並学校教育担当部長を含めて、事務の皆さんが大変な御苦勞をされているようでありますので、事務局の説明について、委員の皆さんの御意見をお伺いをしたいと思います。

まず、4つの質問と2つの意見がありましたけれども、考え方としては概ねそれでよいのではないかなと私は判断しておりますが、委員の皆様いかがでございましょうか。

職務代理者。

○土田職務代理者 ただいまの委員長が発言されましたとおり、これまでも教科書採択に当たりましては、適正かつ公正に行ってききましたから、再び当該団体から申し入れが来たことにつきまして、非常に理解に苦しんでおります。委員長から御意見というような発言もいただきましたので、まず、私は、この御説明をいただきました、4つの質問に対する見解ですね。部長に説明いただきましたとおり、全く同様の認識を持っているところでございます。説明のとおりでよろしいのではないかなというような認識です。

また、意見の1つ目にちょっと注目しているんですけれども、この教員の意見を尊重することについてですが、先生方の専門性を含めまして、知見が教科書採択作業の中で反映されておりますから、何ら問題はないのではないかなというふうに考えますが、私の意見としては、先生が決めるべきだといったお考えをお持ちの方々、これは法令を理解していない方たちのお考えではないだろうか、というふうに言わざるを得ないわけです。この際、はっきりと私がここで申し上げたいことは、学校で使用する教科書につきましては、国の無償制度、検定制度、そして、教科書の選定制度が整備されていく中で、地域の実態や、保護者の願いを受けて、よりよい適切な採択をすることは、まさに、私たち教育委員会の責任と権限で行うものであるということを、はっきりと申し上げたいというのが、私の意見です。

以上です。

○高橋委員長 私もそのように思いますね。ほかよろしいですか。

本木委員。

○**本木委員** 私は、今回初めて教科書採択に関わらせていただいたんですが、数多くある教科書の中から、本当にどの教科書が市内の子供たちに必要なのかということ、強い使命感のようなものを持ちながら選ばしていただいたんですね。特に、時間もそんなにないという中で、お聞きしたら、教科書展示の期間を延ばしたというようなこともあったということで、それはそれで市民の方に見ていただくというのも大事なのかなと思うんですが、本当に時間的に苦勞もしたし、そんな中でこういう要望書というか、意見が届いたということで、いろんな意見はあるんでしょうけれども、自分の思いの中では、そういう思いが踏みにじられたというわけでもないんですが、ちょっとつらいものをすごく今感じて、ちょっと衝撃を受けていますね。

まとめがないんですが、感じたことを話させてもらいました。

○**高橋委員長** ほかは。教育長どうですか。

○**持田教育長** 意見の2つ目の伝統文化についてですけれども、実際には採択に当たっては、いろいろ観点から検証しているわけで、偏り過ぎたというところは、そういう言葉が多かったということなのか、目立ったということなのか分かりませんが、これからのグローバル化を目指していく中には、部長の方からも説明がありましたけれども、日本の伝統文化をきちんと身に付けて世界に飛び立っていかなければ、これは何人なのかなということにもなるわけですから、伝統文化を重んじることが国際社会に羽ばたく、そして、その平和に寄与する子供たちを育成すると、こういう視点で、特に私はそういう視点でお話したんですけれども、何が問題なのかがちょっと理解できないなというふうに思うわけでありませう。

いずれにしても、世界平和を願うのであれば、これは日本だけではなくて、世界各国のそれぞれの国がそれぞれの国民を育成する中で、自国の文化、伝統を大切にしていこうというのは当然のことではないかなというふうに思っております。

皆さん御存じのように、11月に行われました和文化教育全国大会でも、市内の全校の子供たちが、地域の皆様の支えをいただいて、元気にはつらつと発表をいたしました。伝統文化教育がもしだめということになれば、こういった地域の支援も否定する、そういうようなことも感じるわけですし、特段、伝統文化を大切にすることが教科書採択にとって問題があるというふうには考えておりません。何を問題にされているのか理解できないということで、以上です。

○**高橋委員長** ほかはいかがでしょうか。一応、質問、意見に対する御意見は、これぐらいにしておきたいと思っておりますけれども、榎並学校教育担当部長から先ほど、根拠が確か不明確と

というような表現が10点ほどあったというお話がありました。質問書に対する書面による回答はなかったことから面談して話を聞いたということでもあります。私はこうやって様々な形の市民の皆さんの、本市を含めて、お考えを示されることというのは、民主主義社会でありますから、大変よいことだというふうに考えております。しかしながら、やはり発言の根拠というものを明らかにするということがいかなる場合でも大切ではないかなという考えを私自身は持っているところであります。先ほどの部長の説明を聞いておりますと、思い込みとか、何か決めつけるというような部分が幾つか感じる場所があったところではありますが、これではやはり、発言されている方々との信頼関係というものが失われるのではないかなというふうに心配をするところではありますが、このことについて、皆さんの御意見、お考えを改めて伺いたいというふうに考えているところでございます。

いかがでございましょうか。

本木委員さん。

○**本木委員** 私も先ほど、榎並学校教育担当部長から、送付した質問を読んでいただいて、また内容を聞いていると、読んでいただいたときは余り気付かなかったんですが、事務局が出した質問を聞いていると、やっぱり今委員長が言ったように、乏しい意見が多いのかなというようなこと、推測とか、そう思ったというような、何かちょっとそういうのが受け取れて、特に酒を飲み交わすという表現は、どう考えても、何か意図的に使われたような気がしたんです。確認なんですけど、実際はどういう状況だったのかなとちょっと思いまして。

○**高橋委員長** 教育長。

○**持田教育長** 議会でも聞かれましたけれども、酒を酌み交わすというふうに言っていましたけれども、懇談会には参加いたしましたけれども、酒を酌み交わすどころか、私は随行ですから、随行の人たちが回りにいただけで、そういった方々とは言葉すら交わしておりません。

以上でございます。

○**本木委員** 懇親会ということですよ。ありがとうございます。

○**高橋委員長** ほかいかがでございましょうか。

榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** ただいま本木委員の方から御発言がございました、この私の説明でも触れましたように、酒を酌み交わすという表現でございまして、先ほども説明申し上げましたように、今本議会の一般質問で議員の発言の中で使われており、これについての意思表示をする機会はないというところなんですけど、先日、予算特別委員会で、内野

議員の方から団体の方は今回の榎山議員の一般質問の質疑をメモをされて、この要請書を書かれたというふうにおっしゃっていましたが、その中のこの酒を酌み交わすという表現につきましては、私も市内に住んでおりますので、市内で配られたビラの中に2月の催し物の案内がございましたが、既にその中でこの表現が使われておりました。ただ、このビラについては、その主宰する団体名が違いますので、もしかしたら偶然かもしれませんが、そういったことがあったのは事実でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 島田委員。

○島田委員 教科書の執筆者というのが、以外に多いと聞いているんですけども、市内の先生方の中には、そういった方はいらっしゃらないのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 今年度は、本市の管理職2名がいることを確認しております。

以上でございます。

○高橋委員長 島田委員。

○島田委員 そうしましたら、その2名の管理職の方と懇親会とかそういったものも同席してはいけないのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 特にそのような取り決めはございません。ただ、教科書採択において、この2名の管理職を関わらせることはできませんので、採択資料作成委員会からは、当然外しております。また、これまでも、本市に校内研究等において、御指導いただいた様々な学識経験者、講師の中にも教科書を執筆されている方がおり、終了後の懇親会等でも参加をいただいておりますが、何ら問題ではございません。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○高橋委員長 土田職務代理管理者。

○土田職務代理者 ところで、この教育再生組長会議の当日に懇親会があったことを、教育委員会に報告していないことは何か問題があるかのようにはしておりますが、これは何か問題になることなんですか。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** 今回、教育長が教育再生組長会議そのものへは、随行者として参加をさせていただいてございます。この際の出張の取扱いにつきましては、教育委員会事務局が承認してございます。会議終了後の懇親会につきましては、教育長が私費で参加しているということでございますので、そのことについて何ら報告の義務はないと思っております。

以上でございます。

○**高橋委員長** 土田職務代理人。

○**土田職務代理人** そうすると、教育委員会の会議に酒を酌み交わしたことは報告していないという文書も何か根拠はないということで、先ほど来、皆さんから御意見が出ているような臆測、単なる想像ということであるのかなと思っております。私たちはこれまでも、教育長も含めて教育委員として、武蔵村山市の子供たちのために、使命感を持って努力をしてきたつもりです。その意味で、こういった根拠のない発言を公に出され、このことについては、何か怒りよりも非常に悲しさを感じてきております。

以上です。

○**高橋委員長** 島田委員。

○**島田委員** 私は、平成26年10月から就任しまして、まだ半年なんですけれども、今回この教科書採択に関わってはいないんですが、今までこの半年近く、毎回、教育委員会、学校行事とか教育委員会主催の行事に出席させていただいて、日々、職責の重さを痛感しております。今まで皆さんが教科書採択に対しても、相当の御尽力されたことは想像がつきます。ですので、これから私も教科書採択に関わっていくんですが、推測で根拠のない批判は受けたくないなと思いました。

以上です。

○**高橋委員長** 私もそういうふうに思うところでありまして、これまで教科書採択にかかわる要請につきましては、やはり私ども、その内容を考慮しまして、事務局を中心として制度に関わる改善をこれまで何度も検討しながら、必要な対応をしてきたところであります。また、そのことに対する評価もありました。したがって、私はこのような、ある特定の教科書について、採択前から、あれはだめだと決め付けるというような一方的な反対というのは、かえって逆に公正さを阻害しているのではないかなという感じがしてなりません。したがって、私は、こういった教育委員会が行う教科書採択につきましては、こういった一方的な要請に惑わされることがなくて、法令にのっとって粛々と、また公正に堂々と行ってまいりたいというふうに考えております。今年また採択がある予定でございますが、よろしくお願

いたします。

またこのような文書を今後いただくことがあると考えます。先ほど申し上げましたように、要請をいただくのは結構でございます。その発言の根拠が不明確なものについては、今後もあらかじめ事務局で確認をするようにしていただくことを、今、私として要望しておきたいと思っております。お願いいたします。

教育長。

○持田教育長 今回、学校教育担当部長の説明でこちらの団体の要請が議会の議員さんの質問からの内容でこういう要請をしたというような話がありましたけれども、それはそういうことでよろしいのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 先ほど途中で御説明をさせていただきましたように、内野議員からは糸山議員の質問の内容をメモして要請書がつくられたというふうに御発言されておりましたので、そのように認識しております。

以上です。

○高橋委員長 持田教育長。

○持田教育長 いろいろ市民の方の御発言があることについては、これはお受けするのはやぶさかではありませんけれども、やはり教科書採択については、今回の地教行法の改正も含めて、いわゆる首長のはかりでいえば、政治的中立をきちっと担保していくと。また、こちらの団体の要請の中の引用されている国の通知でもいわゆる、党派の主義・主張に偏した云々ということがありますね。教育はあくまでも公平中立に粛々と採択は行っていくと。そういう視点からも、やはり特定の教科書に限って、特定のいわゆる党派性を根拠にした要請というのは私たちはお受けはしますけれども、その内容についてきちっと正確に吟味しながら対応していくことが大事じゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○高橋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 比留間施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 先ほどの、土田職務代理者からの御質疑の生徒用ロッカーの件について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

図面を見ていただきたいのですが、ロッカーのところの寸法に、生徒用ロッカー15人掛け

る3万1,780に読めてしまうんですが、これは15人掛ける3です。それで、1ピースの寸法が1,780掛ける400掛ける880ということですから、15人用が3ピースということですから、御理解いただきたいと思っております。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい、これで。

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第17号 平成26年度教育予算の補正（第7号）の申出について

○高橋委員長 日程第4、議案第17号 平成26年度教育予算の補正（第7号）の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第17号 平成26年度教育予算の補正（第7号）の申出について。

平成26年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で教育総務費、保健体育費等に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第17号 平成26年度教育予算の補正（第7号）の申出につきまして、御説明申し上げます。

現在、開催されております第1回、市議会定例会最終日に提案が予定されております平成26年度武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）にかかる教育予算につきまして、地方教育行

政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので申し出るものでございます。

1 ページを御覧ください。

1 歳入でございます。15款2項7目教育費都補助金4節小学校費補助金20万8,000円、5節中学校費補助金79万3,000円の増額は、平成26年度より新たに学校施設冷房化支援特別事業補助制度が創設されたことによりまして、平成26年度一般会計補正予算（第6号）で歳入補正を行いました。平成27年2月にその補助制度の補助上限単価が見直しされまして、増額されたことから計上するものでございます。歳入合計では、100万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

2 歳出でございます。今回の歳出補正予算につきましては、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策、平成26年12月27日閣議決定において、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金が位置付けられまして、創設されたことによるものでございます。市ではこの交付金対象事業となる事業を協議いたしまして、教育委員会では、五つの事業が採択されたことから補正予算を計上するものでございます。

初めに、10款1項3目教育指導費13節委託料は1,627万円を増額し、対象事業は4事業となります。4事業の内訳といたしましては、まず、教育指導管理経費において、新規事業として、中学校の生徒を対象とした英語検定委託料168万6,000円を計上いたします。次に小・中学校特進講座経費において、小・中学校の児童・生徒を対象とした講師派遣委託料を小学校分は新規事業として528万円。中学校分は平成27年度、当初予算に計上しております358万4,000円を計上いたします。

次に、部活動支援経費において中学校部活動への指導員派遣委託料を平成27年度当初予算に計上しております572万円を計上いたします。

なお、平成27年度当初予算に計上しております中学校特進講座経費、部活動支援経費の2事業につきましては、次の議案第18号 平成27年度教育予算の補正（第1号）の申出により減額をするものでございます。

次に、10款6項1目保健体育総務費は237万8,000円を増額し、対象事業は1事業となります。事業につきましては、新規事業で、市民の健康や体力の向上を図るための動機付けを行い地域スポーツ活動を支援することを目的として、元オリンピック選手等を講師に招き、子供から高齢者まで、幅広い市民の方々を対象として気軽に取り組むことができる卓球競技の

講習会を開催していくものでございます。経費の内訳といたしましては、8節報償費100万円、11節消耗品費21万8,000円、13節委託料20万円、18節備品購入費96万円を計上いたします。歳出合計では、1,864万8,000円を増額するものでございます。

続きますので、3ページをお開きください。

3 繰越明許費でございます。先ほど、説明いたしました歳出に関わる5事業の経費につきましては、平成27年度に繰越しをお願いするものでございます。

以上、歳入・歳出に関わる補正予算の申出を行うものでございます。なお、歳入・歳出の差違でございますが、市長部局との関係によるものであることを申し添えておきます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 平成26年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第18号 平成27年度教育予算の補正(第1号)の申出について

○高橋委員長 日程第5、議案第18号 平成27年度教育予算の補正(第1号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第18号 平成27年度教育予算の補正(第1号)の申出について。

平成27年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度教育予算について歳出で教育総務費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第18号 平成27年度教育予算の補正（第1号）の申出につきまして、御説明申し上げます。

現在、開催されております第1回、市議会定例会最終日に提案が予定されております平成27年度武蔵村山市一般会計補正予算（第1号）にかかる教育予算につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので申し出るものでございます。

別紙を御覧ください。

1 歳出でございます。10款1項3目教育指導費13節委託料930万4,000円を減額いたします。なお、減額する経費につきましては、先ほど議案第17号で説明いたしました中学校の特進講座経費、部活動支援経費の2事業でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。いかがでございましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 平成27年度教育予算の補正（第1号）の申出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

さて、会議が始まって1時間45分以上経過いたしましたので、ここで暫時10分間ほど休憩を取りたいと思います。

よろしく願いいたします。

午後 4時46分休憩

午後 4時54分再開

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

◎日程第6 議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第6、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第七小学校及び武蔵村山市立第四中学校の施設隣接型小中一貫校の愛称の決

定に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

今回の規則の一部改正につきましては、武蔵村山市立第七小学校及び武蔵村山市立第四中学校を統合した施設隣接型小中一貫校の愛称の決定に伴い、武蔵村山市立学校の管理運営規則の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙、新旧対照表の1ページを御覧ください。

左側が改正案、右側が改正前、現行の規則となっております。

まず、第1条中「第33条」を「第33条第1項」に改め、規定の整理を行うものでございます。

次に、第28条中に新たに表を設け、武蔵村山市立第四小学校、武蔵村山市立第二中学校の小中一貫校の名称、武蔵村山市立小中一貫校村山学園の欄の次に、武蔵村山市立第七小学校、武蔵村山市立第四中学校の小中一貫校の名称に、武蔵村山市立小中一貫校大南学園を追加いたします。

次に、附則第1項でございますが、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項でございますが、武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部改正でございます。武蔵村山市立小中一貫校村山学園につきましては、指定校変更承諾基準に基づき、小学1年生入学時または年度途中における市外からの転入時に、児童・生徒の村山学園への入学を希望する場合には、市内全域からの入学を認めているところでございますが、これは村山学園の本開校時からの対応でございます。

そこで、新たな小中一貫校、大南学園につきましても、本開校までの間は現行どおりとすることから、指定校変更承諾基準を改める必要が生じたものでございます。

それでは、ページをおめくりいただき2ページを御覧いただきたいと思っております。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則、新旧対照表を御参照ください。

別表第2の8の項中、小中一貫校を武蔵村山市立小中一貫校村山学園に改めるものでございます。

以上で、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定を賜りたくお願い申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおりに決定いたしました。

◎日程第7 議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について

○高橋委員長 日程第7、議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてを議題とします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

東京都の一般職非常勤職員制度の導入に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

東京都教育委員会が任命をし、東京都公立学校に勤務する専務的非常勤職員及び非常勤教員について、平成27年4月1日から一般職の非常勤職員として任命するため、関係規程が改正され、従来特別職であった当該非常勤職員は、地方公務員法に規定する一般職の職員となり、地方公務員法に関する規定が適用されることから、市においても東京都教育委員会が任命する東京都小中学校事務共同実施支援員及び非常勤教員について関係規定を適用するため、諸規程の整備を行うものでございます。

武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程につきましては、一般職非常勤職員に対し、この規程を適用するための改正を行うほか、半日単位の年次有給休暇、育児参加休暇など、東京都教育委員会の規程改正により、新たに設けられた出勤簿表示について定めるための改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

タイムカードを導入なんていうようなそういう声はありませんか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 現在、そういった情報は全くございません。

○高橋委員長 そうですか、分かりました。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 武蔵村山市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第8 議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程
について**

○高橋委員長 日程第8 議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

東京都の一般職非常勤職員制度の導入に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、御説明させていただきます。

東京都の一般職非常勤職員制度の導入に伴い、市におきましても、東京都教育委員会が任命する東京都小中学校事務共同実施支援員及び非常勤教員について、関係規定を適用するため、諸規定の整備を行うものでございます。

武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程につきましては、一般職非常勤職員に対し、この規程を適用するための改正でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおりに決しました。

◎日程第9 議案第22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について

○高橋委員長 日程第9、議案第22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** 議案第22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○**高橋委員長** 教育長から提案理由の説明を求めます。

○**持田教育長** それでは、議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

東京都の一般職非常勤職員制度の導入に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○**高橋委員長** 榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** それでは、議案第22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、御説明させていただきます。

東京都の一般職非常勤職員制度の導入に伴い、本市におきましても、東京都教育委員会が任命する東京都小中学校事務共同実施支援員及び非常勤教員について、関係規定を適用するため、諸規定の整備を行うものでございます。

武蔵村山市立学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程につきましては、一般職非常勤教員に対し、この規程を適用するための改正を行うほか、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定により、東京都の規制改定に伴い、消防団との兼業に関する規定を加えるなど、東京都教育委員会の事務取扱規程に合わせた文言整理及び様式の追加等を行うものでございます。

以上でございます。

○**高橋委員長** それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○**高橋委員長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案22号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについて

○高橋委員長 日程第10、議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについて。

武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについて、別紙のとおり策定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルを策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについま

して、御説明申し上げます。

資料別冊を御覧ください。

去る2月12日に開催されました第2回教育委員会定例会において御説明申し上げたとおり、教育委員会では学校における組織的な危機管理を進めるために、危機管理の考え方や学校の体制づくり、未然防止から危機発生時の対応、再発防止を内容とした武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルを策定し、児童・生徒等の安全の確保に努め、その徹底を図りながら危機への対応を推進してまいります。

各学校においては、この危機管理対応マニュアルを参考に、平成27年度中に学校の特性に応じたマニュアルの作成や、既に保有する指針やマニュアル等について、それぞれの実情に応じた見直し等を行い、研修・訓練などを通して、一人一人の教員の危機に対する意識を高めるとともに、組織としての危機管理の体制づくりに取り組むことといたします。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

これにつきましても、大変重要な対応マニュアルでございますので、校長会、副校長会、あるいは生活指導主幹等を含めまして、教育委員会で徹底した指導案をお願い申し上げたいと思います。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○高橋委員長 日程第11 議案第24号 平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第24号 平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画について。

平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別冊のとおり決定するため教育委員会の議決を求めます。

平成27年 3 月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、議案第24号 平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画について、御説明をいたします。

学校給食基本計画につきましては、毎年度学校給食を実施する上での基本方針と年間給食日数などの基本計画並びに私費会計である学校給食費会計の歳入歳出予算を定めるもので、学校給食を実施する上でのよりどころとなるものがございます。

そこで、本計画につきましては、あらかじめ武蔵村山市学校給食運営委員会にお諮りいたしました。が、去る2月19日付で原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますので、御報告をいたしておきます。

それでは、内容について御説明いたしますので、別冊資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1の基本方針でございますが、学校給食法等の関係法令等の改正の予定がないこと

から、（１）の学校給食実施に係る基本方針につきましては、平成26年度と同様でございます。

内容といたしましては、本市の学校給食につきましては、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第２条に掲げられた７つの目標、１ページのアからキまでに掲げるものですが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしております。

次に、（２）学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、平成27年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を５つ取り上げてございます。

まず、アの学校給食の実施についてですが、成長期にある児童及び生徒の健康の保持・増進の観点から、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と、魅力ある学校給食の提供に努めることとしております。

また、従来からご飯食を中心に和風のおかずの提供にも力を入れておりますが、和食、日本人の伝統的な食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、和食につきましても、理解が深まるような献立の実施に努めるとしております。

２ページに移りまして、イの食育の推進についてでございますが、毎月の予定献立表を活用した食に関する情報の提供、旬の食材の使用や、行事食・郷土食献立の実施、地場産食材の積極的な使用など、学校給食が生きた教材として活用されるように努めるといたしまして、現在も実施しております食育の取組が引き続き推進されるようにしてまいります。

続いて、ウの安全衛生管理についてですが、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により、衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めるとしております。

次に、エの給食費収納率向上対策でございますが、引き続き、給食費の重要性について、保護者に十分周知するとともに、未納となっている家庭に対しましては、教育委員会と学校が緊密に連携し、積極的な働きかけを行うことで収納率の更なる向上を図っていくこととしております。

昨年度平成25年度の現年度分収納率は99.4%で、過去10年では最も高い数値となりました。今後も機会を捉え、給食費の重要性を保護者にお知らせするなどして、収納率の更なる向上に努めてまいり所存でございます。

最後に、オの給食業務の民間委託についてでございますが、中学校学校給食調理等業務につきましては、先に御決定いただいたとおり、平成27年度以降の５年間につきましても、引

き続きハーベスト株式会社に業務を委託することとして、準備を進めております。

今後とも、委託業者に対する管理・指導を徹底し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

一方、小学校の学校給食調理等を行っている市立学校給食センターですが、かねてから老朽化が指摘されているところであり、新たな施設の整備が喫緊の課題となっていることから、今年度旧第二学校給食センター跡地を活用しての施設整備を進めるため、基本設計を実施いたしました。

基本設計の結果、3階建てとはなりますが、現状給食調理に必要な設備の整備ができるものと考えております。詳細につきましては、これから更に精査する必要があると思いますが、今後教育委員会としてどのような施設整備をしていくのかの基本方針等を取りまとめ、実現に進んでまいりたいと考えております。また、その際には運營業務の民間委託についても、検討を進めていくこととしております。

以上の点を踏まえまして、2ページの最後の3行では平成27年度におきましても、引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努めることとしております。

基本方針につきましては、以上でございます。

続いて、3ページを御覧いただきたいと存じます。

2の基本計画でございますが、(1)の年間給食日数及び(2)の給食1食当たりの平均的な単価及び給食費の額につきましては、平成26年度と変更はございません。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。

(3)の給食基本人員につきましては、平成26年10月1日現在での推計値になりますが、平成26年度と比較いたしますと、小学校で14人、中学校で101人、全体では115人の増と見込んでおります。

次に、(4)の献立目標でございますが、こちらは主食の区分による給食日数等を示したもので、米飯給食の実施日数につきましては、小学校80%、週平均4回、中学校は90%、週平均4.5回で今年度と同様でございます。

続いて、5ページを御覧いただきたいと存じます。

(5)の学校給食センターの稼働ですが、小学校給食に係る学校給食センター稼働日数は、この表にございますように192日としており、平成26年度と同様でございますが、3学期制に移行するというので、学期の区分は3学期に変更となっております。

また、実際の稼働日につきましては、6ページ、資料（1）の表のとおりとなっております。

同様に、7ページ、8ページは中学校給食に係る学校給食センターの稼働日数と稼働日になりますが、小学校給食と同様、年間では192日の稼働を予定しているところでございます。

続いて、9ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の概要でございますが、歳入予算の給食費から科目ごとに順次御説明いたします。

初めに、給食費でございますが、こちらは現年度分の給食費で本年度予算額は3億1,816万8,000円、前年度に比較して541万1,000円、約1.7%の増となっております。

この増につきましては、学校給食基本人員の増加が見込まれることによるものでございます。

続いて、過年度分給食費でございますが、本年度予算額は243万円で前年度と比較しますと、19万6,000円の減となっております。

次の試食会費につきましては、前年度と同額の14万円を計上してございます。

次の繰越金と雑入につきましては、いずれも科目存置でございます。

続いて、（2）の歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は、小学校費、中学校費ともに給食物資の購入経費でございまして、小学校費の予算額は2億679万9,000円で、前年度と比較して48万4,000円の増、中学校費の予算額は1億1,394万1,000円で、前年度と比較して、473万1,000円の増となっております。これらの増も基本人員の増によるものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,074万円となり、前年度と比較しますと521万5,000円、約1.7%の増となっております。

次の10ページ、11ページにつきましては、ただいま御説明いたしました歳入予算の積算基礎で、10ページの給食費に関しましては、収納率を99%と見込んで積算しております。

また、11ページ、イの過年度分給食費につきましては、平均で22.2%と見込んだところでございます。

その下のウ、試食会費につきましては、前年度と同様、延べ550人の参加を見込んだところでございます。

以上、簡単ですが、平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 平成27年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第12 議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

○高橋委員長 日程第12 議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長に議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。

学校保健安全法第23条の規定により、武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要

があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、御説明申し上げます。

学校医、学校歯科医並びに学校薬剤師につきましては、それぞれ任期が2年と定めております。

任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間をお願いするもので、それぞれ医師会、歯科医師会並びに薬剤師会に御推薦を依頼いたしまして、それぞれの会から御推薦を頂戴したものでございます。

なお、別紙等につきましては、担当校及び担当学校医、担当学校歯科医並びに担当学校薬剤師がそれぞれつけさせていただいております。

なお、学校医には変更ございませんが、学校歯科医では第十小学校の乙幡和利先生から指田登生先生に、学校薬剤師では、第八小学校の佐藤むつみ先生から白土正三先生に、第十小学校の江川穎子先生から堀江範子先生に変更となっております。

また、住所の欄は左が勤務地を、右が自宅を記載してございます。

よろしく御審議いただきまして、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第13 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について

○高橋委員長 日程第13、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、第七小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、第一中学校、第三中学校、第四中学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任命をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について、御説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条の第1項の規定に基づき、委員の任期が満了となります武蔵村山市立小中一貫校村山学園、第一小学校、第七小学校、雷塚小学校、第一中学校、第三中学校、第四中学校について、また新たな委員の追加に伴う第五中学校について委員の任命をお願いするものでございます。

今回の委員の中で特徴的なものは、第一小学校では郵便局長に委員として入っていただい

ております。また、第五中学校では新たに都立武蔵村山高校の主任教諭に入らせていただいているところが特徴でございます。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第14 協議事項

○高橋委員長 日程第14、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、平成27年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)について、御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは協議事項、平成27年度武蔵村山市立小・中学校の入学式の告辞についての説明を求めます。

小嶺指導教育センター担当課長。

○小嶺指導教育センター担当課長 平成27年4月6日に市立小学校の、同4月7日に市立中学

校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。

つきましては、同入学式の教育委員会告辞につきまして、別紙のとおり提案をさせていただきます。

小学校の告辞は、新1年生に期待することとして、先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすること、挨拶をすることの3点について述べているものとなっております。

また、中学校の告辞につきましては、中学校生活に対して進んで学習し、よく考えて判断すること、自分の行動を振り返り正しい行動を心掛ける等について、述べたものとなっております。

また、村山学園の小中一貫校につきましては、1年生と7年生に分けて構成をし、1年生については、先生の話をよく聞くこと、友達と仲良くすること等について、7年生については、自信と誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

よろしく御協議を賜りたくお願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 何か協議事項に対する御意見、御質問があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第15 その他

○高橋委員長 日程第15、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの報告。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長 これをもってその他を終わります。

○高橋委員長 次に、日程第16、議案第27号並びに日程第17、議案第28号の審議といたします。

この2案につきましては、地教行法の13条第6号ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 5時30分休憩

午後 5時30分再開

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第27号 指導主事の任命について

(議案第27号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第17 議案第28号 統括校長の任命について

(議案第28号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。感謝を申し上げます。

午後 5時37分閉会